

イマージュ I S O G O 規約

イマージュ I S O G O は、たったひとつのバンド活動を契機として、その輪を広げてきたアマチュア音楽組織である。「音楽」という共通の趣味を持つ人々による自発的な善意や好意やアイデア、そして責任感に支えられて成長してきた。

その活動の中心は音楽活動とそれに関わる芸術活動であり、横浜市磯子区近辺の文化発展の一端を担うことである。そして究極の目的は諸活動を通して各会員みずからが楽しみ、相互に親睦を深めることによって、各会員の人間的な成長に寄与することである。なぜならそれが本会発展の原動力となるからである。

本会成立の経緯、その精神を深く理解しながらも、今後の組織の円滑な運営を行うために以下の規約を制定する。

(名称)

第1条 本会はイマージュ I S O G O と称する。イマージュとは Isogo Music & Arts Grand Ensemble (IMAGE) を意味する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、横浜市磯子区杉田1-9-13 パレ・ド・バルブ内におく。

(目的)

第3条 本会は、横浜市磯子区近辺で音楽・ダンス・舞台活動等を楽しむ人々が交流し、自ら地域で活動できる空間をつくるとともに、音楽とそれに関わる芸術で磯子を盛り上げることを目的とする。

(方針)

第4条 本会は次の方針によって活動する。

1. 本会の主旨に賛同する他の団体および機関と広く協力する。
2. 特定の政党活動、布教活動等の行為は行わない。
3. 本会は自主性をもち、他の団体や機関の支配や干渉を受けない。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 定期的なメインライブ、およびその付帯事業
2. 本会の会員相互の交流・親睦をはかるイベント
3. 地域交流のためのコンサートなどのイベントへの協力
4. 本会の目的に賛同する団体および個人との協力関係の構築
5. その他本会の目的を達成するために必要

な事業

(会員)

第6条 本会の会員は、第3条の目的と第4条の方針に賛同し、本会に入会した20歳以上の個人またはグループとする。

(会員の入会)

第7条 会員の入会等は次の通りとする。

1. 本会に入会しようとする個人は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、事務所に提出するものとする。
2. 入会申込書および名簿は本会事務所に保管し、本会の活動目的のみに使用し、その内容が他に流出しないようにするものとする。

(会員の権利と義務)

第8条 会員の権利と義務は次の通りとする。

1. 会員は、本会に対し情報の提供を求め、また第3条の目的を達成するための活動へ支援を求めることができる。
2. 会員は、第5条の事業に優先的に出演することができる。
3. 会員は、第3条の目的と第5条の事業を積極的に行うよう努めるものとする。
4. 会員は、本会およびその会員を誹謗中傷してはならない。
5. 会員は、本会に所属することで得られる権利をみだりに濫用してはならない。
6. 会員は、政治活動、布教活動等、本会の目的以外の目的に本会および本会の名称を利用してはならない。

(会員の退会と除名)

第9条 会員の退会と除名は次の通りとする。

1. 会員はいつでも退会できることとする。
2. 会員が本会の名誉を著しく傷つけ、または、前条4、5および6に違反した時、役員会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
3. 会員の退会の連絡は、退会する者と本会代表で行うこととする。

(役員)

第10条 本会に役員として、代表、実行委員長、副委員長、事務局長、会計を置く。役員に関する事項は次の通りとする。

1. 役員的人数は、代表1名、実行委員長1名、副委員長若干名、事務局長1名、会計1名とする。

2. 役員は、実行委員の中から互選する。
3. 役員の任期は、代表および実行委員長は2年、副委員長、事務局長および会計は1年とする。ただし、再任は妨げない。
4. 役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 代表は、本会を代表する。
2. 実行委員長は、本会の事業を統括する。また、役員会・実行委員会を招集する。
3. 副委員長は、実行委員長を補佐し会務を調整する。実行委員長が不在の場合は代理する。
4. 事務局長は、本会の事務を総括する。
5. 会計は、本会の会計業務を担当する。

(役員会)

第12条 役員会については次の通りとする。

1. 役員会は、代表、実行委員長、副委員長、事務局長、会計をもって構成する。
2. 役員会の仕事は、実行委員会の議題の決定、および各担当部門の連絡調整とする。
3. 緊急の場合、役員会の3分の2の承認をもって事業を決定する。ただし、決定事項を速やかに会員に知らせなければならない。

(実行委員)

第13条 本会に実行委員を置く。実行委員に関する事項は、次の通りとする。

1. 実行委員は、本会の事業を積極的に推進できる者とする。
2. 実行委員は、会員の中から役員が推薦し、役員会において決定されるものとする。
3. 実行委員の人数は、会の運営を勘案し10名以上の必要な人数を選出することとする。
4. 実行委員の任期は、実行委員となった日から1年とする。ただし、再任を妨げない。

(実行委員会)

第14条 実行委員会に関する事項は、次の通りとする。

1. 本会の活動を円滑に行うために、実行委員会に担当部門を置く。
2. 実行委員会は、役員および実行委員をもって構成する。
3. 実行委員長の招集により、おおむね月1回程度、開催する。ただし、緊急の場合はその限りではない。

4. 実行委員会は、人事、予算、年間事業計画、規約の変更等、本会の運営全般に関わる事項について、円滑・合理的に遂行するよう協議・決定するものとする。
5. 実行委員会の議事は、出席者の過半数をもって決定される。賛否同数の場合は、実行委員長の決するところによる。
6. 会員および本会の活動に関心のある者は、実行委員会にオブザーバーとして参加することができる。

(顧問等)

第15条 実行委員会において決定の上、本会の支援者として、本会に名誉顧問、顧問、相談役等の職を置くことができる。

(監査)

第16条 本会に監査を置く。監査に関する事項は、次の通りとする。

1. 監査は2名とする。
2. 監査の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
3. 監査は、役員および事務局との兼任はできない。
4. 監査の任務は、本会の業務の執行および財産の状況を監査することとする。
5. 監査は、本会の業務の執行および財産の状況について不正があると認める時は、臨時実行委員会を招集することができる。
6. 監査は、実行委員会に出席して意見を述べるすることができる。

(その他)

第17条 本規約に定めるものの外、必要な事項については、実行委員会が別に定める。また、本規約は実行委員会において改正することができる。ただし、改正案は実行委員会の7日前までに会員に知らせなければならない。

(事業年度)

第18条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わることとする。

付則

本規約は、平成20年10月1日より施行する。
本規約は、平成21年10月1日より一部改定施行する。
本規約は、平成22年10月1日より一部改定施行する。
本規約は、平成23年4月1日より一部改定施行する。